



料金表・納品フロー・作品例のご案内

堅田ひとみ | HITOMI KATADA

【メールアドレス】 katada.works@gmail.com

【電話番号】 090-3511-9552

【ウェブサイト】 <https://www.katadahitomi.com/>

1

スチール撮影料金表

2

納品までのフロー

3

屋外での撮影に関して

スチール撮影料金表

	宣材・企業・記念日撮影	インタビュー撮影	広告撮影	ライブ・イベント撮影	アー写撮影
所要時間 (撮影+準備)	2時間～	1本 / 2時間まで	半日～	半日～ (※待機時間含む)	半日～
撮影費	30,000円 (税別) ～	25,000円 (税別) ～	60,000円 (税別) ～	30,000円 (税別) ～	<div style="background-color: #333; color: white; padding: 2px;">ソロ</div> 30,000円 (税別) ～ <div style="background-color: #333; color: white; padding: 2px;">グループ</div> 50,000円 (税別) ～
出張費	実費分	実費分	実費分	実費分	実費分
納品枚数	応相談	最低20枚以上～	応相談	最低30枚以上～	応相談
レタッチ代	1名：1枚700円 (税別) ～ 複数：1枚1000円 (税別) ～ ※複数カットは人数により応相談となります。	1名：1枚700円 (税別) ～ 複数：1枚1000円 (税別) ～ ※複数カットは人数により応相談となります。	1枚あたり700円～5000円 (税別) にて応相談となります。	1名：1枚700円 (税別) ～ 複数：1枚1000円 (税別) ～ ※グループショットは人数により応相談となります。	ソロ：1枚700円 (税別) ～ グループ：1枚1000円 (税別) ～ ※グループショットは人数により応相談となります。
その他	現地までの距離や撮影内容によりアシスタントの有無も考慮し御見積させていただきます。	現地までの距離や撮影内容によりアシスタントの有無も考慮し御見積させていただきます。	現地までの距離や撮影内容によりアシスタントの有無も考慮し御見積させていただきます。	こちらは1組1公演の料金となります。フェスや大型イベントにつきましては別途御見積させていただきます。	現地までの距離や撮影内容によりアシスタントの有無も考慮し御見積させていただきます。

メール (katada.works@gmail.com) もしくはお電話 (090-3511-9552) にて【撮影内容・お時間・レタッチの有無等】をお伺い後、御見積書を発行させていただきます。
 HP (<https://www.katadahitomi.com/contact>) からお問い合わせいただくとスムーズですので是非ご利用下さいませ。

納品までのフロー ※レタッチご希望のフローになります

STEP 1

撮影内容の打ち合わせ



撮影内容についてヒアリング及び御打ち合わせを行います。
お伺い後、御見積書と御請求書を発行させていただきます。

御打ち合わせ方法についてはお電話・メール・対面・ZOOM等どのような方法でもOKです。

▼対面の場合

往復1000円以上の場合は別途交通費をご請求させていただきます。

STEP 2

撮影



撮影を行います。
スタジオ撮影の場合はPCモニターでお写真のご確認をお願いします。

個人のお客様につきましては撮影当日もしくは当日までに撮影費のお支払いをお願いします。

STEP 3

納品後セレクト



撮影終了後1週間以内にギガファイル便でお写真をお送りします。
レタッチをご希望の場合はお写真をセレクトしていただき、写真のファイル名（例:210101-1）を御連絡いただくか、ギガファイル便等のファイル転送サービスにて御共有をお願いします。
その際【納期】も合わせて御連絡下さいませ。

※USB等での納品をご希望の場合は事前に御連絡下さいませ。

STEP 4

レタッチ



弊社にてお客様それぞれに合わせてレタッチを行います。
レタッチ箇所につきましては肌・輪郭・塵・余分な映り込み等になりますが、その他ご希望の箇所がありましたらご教示下さい。

STEP 5

納品



レタッチ後納品し、撮影完了とさせていただきます。

撮影費につきまして企業様は御請求書に記載してあるお支払い期日までに撮影費のお支払いをお願いします。

納品フローについて御不明点がありましたらお気軽に御連絡下さいませ。

屋外の撮影に関して

屋外での撮影は場所により、肖像権や著作権侵害となりうる場合が多く昨今無断での撮影は非常に厳しくなっております。そのためロケーション毎に事前に許可をとる必要があります。

その際、社名が必要になるため基本的にはお客様自身で撮影許可をとっていただくようお願いしております。

(1) 私有地・管理者のいる場所

私有地や管理者のいる場所において撮影を行う場合には、所有者などの許可を必要とします。（民法）

(2) 道路での撮影

道路において一般の通行の妨げになるような撮影をする場合には、事前に所轄の警察署の許可を得る必要があります。（道路交通法）

(3) 海岸・河川敷などでの撮影

海岸などでの撮影に関して、撮影用の機材を設置してその場所を占有するケースなどは、海岸管理者の許可を得なくてはなりません。（海岸法） 河川敷などでの撮影についても、同様に考えられます。（河川法）

(4) 公園での撮影

管理しているのが国か地方自治体かなどによって適用される法令は異なりますが、公園管理者などから許可を得る必要があります。（都市公園法、都市公園条例、自然公園法）

(5) 商業施設で撮影

公共施設ではない、商業施設や観光スポットなどで撮影を行う場合はそれぞれの施設に直接電話するなどして許可を得る必要があります。施設によって基準が大きく異なります。施設での撮影を一切許可していないところもあります。